

## 第 3 回

# 那賀 5 町合併協議会会議録

開会 平成 1 6 年 5 月 2 8 日 ( 金 )

閉会 平成 1 6 年 5 月 2 8 日 ( 金 )

那賀 5 町合併協議会

第 3 回 那 賀 5 町 合 併 協 議 会 会 議 録 索 引		
議件番号	付 議 議 件 名	頁 数
	開 会	P 3
	会長挨拶	P 3
	会議録署名委員の指名	P 3
報告第 11 号	新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について	P 3
報告第 12 号	新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会での協議状況について	P 4
報告第 13 号	新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について	P 5
協議第 8 号の 1	一般職員の身分の取扱いについて	P 6
協議第 9 号の 1	電算システムの取扱いについて	P 9
協議第 10 号	財産及び債務の取扱いについて	P 1 1
協議第 11 号	地方税の取扱いについて	P 1 2
協議第 12 号	特別職の身分の取扱いについて	P 1 3
協議第 13 号	条例・規則等の取扱いについて	P 1 4
協議第 14 号	使用料・手数料等の取扱いについて	P 1 5
	次回協議会の開催について	P 1 6
	その他	
	閉 会	

第 3 回 那 賀 5 町 合 併 協 議 会 会 議 録						
開催年月日	平成16年5月28日(金)					
開催場所	桃山町保健福祉センター 2階 ピーチホール					
開会及び閉会時間	開会 午後1時30分			閉会 午後2時32分		
会議録署名委員	榎本喜之	松井信雄	議長	服部	一	
出席並びに欠席委員  出席 34名 欠席 2名  凡例 出席 × 欠席	委員氏名		出欠	委員氏名		出欠
	会長	服部 一		委員	原 延 治	
	副会長	中村 慎 司		委員	黒田 七 郎	×
	副会長	大森 道 夫		委員	仮屋 肇 昇	
	委員	根来 公 士		委員	岡田 邦 夫	
	委員	藤永 知 宏		委員	藤田 佐代子	
	委員	木戸 昌 明		委員	山下 忠 男	
	委員	榎本 喜 之		委員	千田 弘	
	委員	奥 順 司		委員	山岡 年 文	
	委員	上野 富 一		委員	宇田 寛	
	委員	南木 和 子		委員	津田 愛 珂	
	委員	増田 敏 郎	×	委員	西平 美 和	
	委員	高橋 一 正		委員	武部 善 次	
	委員	杉原 勲		委員	高田 英 亮	
	委員	松井 信 雄		委員	竹村 広 明	
	委員	大西 洋太郎		委員	松浦 猛	
	委員	柳本 益 代		委員	河上 泰 三	
	委員	東 健 兒		委員	田村 美代子	
委員	丸井 幸 次		委員	堂本 正 秀		
合併協議会幹事	打田町	総務課長	中井 利 明	企画室長	城 口 豊	
	粉河町	総務課長	宇野 康 夫	企画課長	富松 基 和	
	那賀町	企画室長	中谷 裕 亮	総務課長	鈴木 年 雄	
	桃山町	総務課長	竹中 俊 和	企画室長	吉田 靖	
	貴志川町	総務課長	田村 武	企画情報課長	西川 繁	
和歌山県関係	県民行政部長	南口 勝 彦		地域行政課長	稲葉 信	
合併協議会事務局	事務局長	黒田 敏 弘		補佐	浅野 徳 彦	
	次 長	奥谷 敏 夫		補佐	乾 浩 二	
	参 与	小島 大		補佐	杉本 太	
	総務課長	栗山 房 大		補佐	栗本 宗 彦	
	調整課長	狭間 秋 友		係長	嶋田 雅 文	
	計画課長	岩坪 純 司		係長	中村 健	
	補 佐	半田 雅 己				
議の経過	別紙のとおり					

事務局（次長 奥谷敏夫）	<p>開会の時刻となりましたので、ただいまより第3回那賀5町合併協議会を開会させていただきます。</p> <p>委員の皆様方には、ご多忙中にも関わりませずご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>それでは、早速会議に入らせていただきますが、委員の皆様方で、本日の会議資料をお持ちでない方は、事務局までお申し出ください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>会議次第2 会長あいさつということで、会長の服部よりごあいさつを申し上げます。</p>
会長（服部 一）	<p>また、会長にはあいさつ終了後、協議会規約第10条第2項の規定により、議長を務めていただき、議事進行方よろしくお願いいたします。</p> <p>どうも皆さんご苦労さんでございます。</p> <p>第3回的那賀5町の合併協議会を開催させていただきましたところ、委員の皆さん方には大変お忙しい中、多数ご出席をいただきましてありがとうございます。また、幹事の皆さん方にも合併に向けましていろいろとご苦労をいただいていることに感謝申し上げたいと思います。</p> <p>なお、本日大勢の傍聴もお越しをいただきましてご苦労さまでございます。</p> <p>この協議会も回を重ねるごとに段々と具体化してまいりまして、詳細、多岐に内容もわたってまいりました。委員の皆さん方もそれぞれ意思疎通ができて、いい雰囲気の中で協議会が開かれることを大変感謝しているところでございます。</p> <p>どうぞ提案させていただく議案につきまして、いろいろとご審議をいただき、またご意見をいただきまして、住民の方々が最善の合併に向けた判断ができるようお取り組みをいただきたいとよろしくお願い申し上げたいと思います。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>では、簡単でございますけれども、開会に当たってご挨拶とさせていただきます。</p> <p>では、議長を努めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>では、会議次第に従いまして、議事を進めてまいります。</p> <p>ただいまの出席委員は、34名であります。那賀5町合併協議会規約第10条の規定により、過半数の委員の出席を得ておりますので、本日の会議は成立いたします。</p> <p>なお、増田委員さんと黒田委員さんより欠席の旨の連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。</p> <p>次に、会議次第第3、「会議録署名委員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名委員は、那賀5町合併協議会会議運営規程第8条の規定により、議長が指名することとなっておりますので、指名をさせていただきます。本日の署名委員さんに榎本委員さんと松井委員さんをお願いいたします。</p>
山下委員長	<p>次に、会議次第4の議事に入ります。</p> <p>まず、報告第11号「新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について」説明・報告をいただきたいと思います。委員長、どうぞ。</p> <p>それでは、委員長より第2回の新市の事務所の位置等検討小委員会の結果をご報</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p> <p>榎本委員長</p>	<p>告申し上げます。お手元に報告資料をお渡しいたしていますので、それに従ってご報告申し上げます。</p> <p>まず、会議の開催は、平成16年5月17日、午後1時30分から当桃山町の保健福祉センター2階で、この場所で開催をいたしました。出席委員は全員でございます。16名で協議を進めました。</p> <p>2番としまして、主な協議の決定事項は以下のとおりであります。</p> <p>まず、新市の名称の選定方法等に関する件につきましては、新市の名称候補選定作業について以下のとおり協議し、決定をいたしました。</p> <p>1番、第一次選定としまして、小委員会各委員による選定でございます。小委員会の各委員は一般応募作品の中から選定基準に基づき、新市の名称としてふさわしいと考える名称各候補を各委員5点以内を7月末までに選定する。これは名称候補を5点以内に絞って7月までに選定するという小委員会の意見となりました。</p> <p>最終決定につきましては、小委員会としての最終決定は8月17日開催予定の小委員会において、各委員が選定した名称候補の中から委員の協議により協議会へ提案する名称候補5点程度を選定する。この選定が協議により困難な場合は、委員全員による投票で選定するというものでいたしました。</p> <p>本協議会への報告は、最終選定により選定された新市の名称候補5点程度は、選定理由を付して8月26日開催予定の第6回協議会へ報告するというもので、以上3点を決定した次第であります。</p> <p>次に、新市の事務所の位置の選定に関することにつきましては、新市の事務所の方式について既に前回に報告いたしました。本庁方式の集中型と分散型についての組織モデルを設定し、施設の可能性、住民の利便性、事務の効率性等を検討をして、それぞれ検討ポイントを協議いたしました結果、継続審議となりました。</p> <p>以上、報告を申し上げます。</p> <p>委員長より報告第11号の報告がございました。お手元の報告書をご覧くださいながら何かご意見・ご質問ございましたらお出しいただきたいと思っております。</p> <p>ございませんか。</p> <p>特にないようですので、次に、報告第12号「新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会での協議状況について」委員長より報告・説明願います。</p> <p>それでは、新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会の報告をさせていただきます。</p> <p>会議開催の状況といたしまして、日時、平成16年5月18日金曜日、午後1時30分より粉河町ふるさとセンター2階視聴覚室において出席委員9名で会議を行っております。</p> <p>主な協議事項につきましてですけれども、新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会スケジュールについて、これは小委員会で協議する今後のスケジュール内容を別途資料のように内容につきまして多少前後するかもしれませんが、おおむねこのスケジュールに沿って決めていくというふうを確認いたしております。</p> <p>続いて、新市の議会議員の定数及び任期の取扱いに関することについて、中身の方ですけれども、新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについては、継続審議と</p>
---------------------------------	---

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>なり、次回は地方自治法及び公職選挙法の原則、設置選挙、合併特例法第6条による方法、定数特例、合併特例法第7条による方法、在任特例のいずれかの方法で決定していくことを確認いたしました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ご苦労さまでございました。</p> <p>委員長より報告第12号についての説明がございました。資料をご覧いただきながら、委員長の報告に対してご意見、ご質問ございましたらお出しいただきたいと思ひます。</p> <p>特にございませんか。</p> <p>特にないようですので、次に報告第13号「新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について」報告・説明をいただきます。</p>
<p>丸井委員長</p>	<p>私の方から第2回新市建設計画策定検討小委員会のご報告をさせていただきます。</p> <p>日時は、平成16年5月18日、午前10時より打田町保健福祉センターの3階、大会議室で行いました。出席委員は9名でございます。</p> <p>主な協議事項は3点ございまして、まず基本構想についての検討、それから住民意識調査の中間報告について、それから最後にタウンウオッチングについてという3点を協議いたしました。</p> <p>まず、基本構想についての検討であります。基本構想を策定する上で、5町各地域の特性や課題、問題点を抽出し、それを検討していく必要がございます。会議では各町の長期総合計画担当者から出されました意見や委員の皆様から出された提言等について積極的な意見交換が行われました。特にごみ処理の問題、農業の振興の問題、大学など教育機関との連携のあり方、特に5町の中には近畿大学がございますので、その大学などの教育機関との連携のあり方。それから、スポーツ施設の整備など幅広い分野にわたる意見が委員から出されました。</p> <p>また、事務局からたたき案が提出され、4月23日から5月7日に実施しました住民意識調査での各施策に対する住民ニーズ、新市に対する期待、住民が求めている新市の将来像等をこの構想に反映させていくことを確認しました。さらにたたき案については十分協議できる時間がなかったので、事務局の説明を受けて本日の第3回合併協議会終了後、臨時に第3回小委員会を開催し、さらに基本構想についての協議を深めていくことで意見の一致を見ています。</p> <p>次に、住民意識調査の中間報告。速報値が事務局より報告されました。報告書にも記載いたしておりますとおり、5月10日到着分までであります。概要につきましては、有効回収数5,988枚、回収率にして43.1%となっております。ただし、この5月10日以降も事務局の方に到着している分も約500枚ぐらひは来ているということは伺っております。今の現在では6,300枚ぐらひがあると。これもやはり住民の意見を十分取り入れるために、期限が過ぎた分も取り入れまして意識調査の報告を最終的にはしていきたいとこのように考えております。</p> <p>また、個々の項目についての説明もありましたが、協議会委員の皆様には6月24日開催予定の第4回協議会において最終結果を冊子に取りまとめ、ご報告させて</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>いただきたいと考えています。</p> <p>最後に、各町の公共的な施設を見学するタウンウォッチングを会議終了後実施しました。新市建設計画を策定する1つの項目に、公共施設の整備・統合に関する事項が明記されています。各町が設置し、管理運営している公共施設の有効活用、外部委託の検討、開発用地の利用促進施策の構築の3点を実施のねらいと位置づけを行っております。</p> <p>各町から推薦のあった10カ所の施設を訪問させていただき、施設を管理運営する担当者から説明を受け、大変有意義な視察であったと考えております。</p> <p>以上で、第2回新市建設計画策定検討小委員会の報告を終わらせていただきます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、委員長の報告がございましたけれども、資料をご覧いただき、質疑なりご意見を受けることにいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>特別ないようですので、次の協議事項に移らせていただきます。</p> <p>次の協議第8号の1「一般職員の身分の取扱いについて」は、第2回協議会において提案させていただいております。</p> <p>調整方針（案）といたしましては、「打田町・粉河町・那賀町・桃山町及び貴志川町の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。」具体的な内容といたしましては4つございます。</p> <p>1つ目、「職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努める。」2つ目は、「職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。」3つ目は、「職階については合併時に職名とともに旧分類を調整し統一を図る。」4つ目に、「職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。」と、以上が調整方針（案）となっております。</p> <p>この一般職員の身分の取扱いについての調整方針（案）について、ただいま申し上げましたが、何かご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>河上委員</p> <p>議長（会長 服部 一） 事務局（総務課長 栗山房大）</p>	<p>河上です。座ったままで失礼いたします。4番目の職員の給与については、適正化の観点から統一を図る現職員については現給を保証し、合併後速やかに給料の価格是正を行う。ということなんですけれども、これについて現給を保証して合併後格差是正というところの説明をお願いしたいんですけれども。この文章を読む限りでしたら現給を保証しとなると格差是正というところとちょっとわかりにくい不明な点が出ると思うんですけれども。</p> <p>ただいま、河上委員からの質問に対して答弁。</p> <p>事務局の総務課の栗山です。河上委員のご質問にお答え申し上げます。</p> <p>4番目の職員の給与については適正化の観点から統一を図るということでございまして、その後、現職員については現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>を行うということで、現給を保証するという事は現在の金額を保証するとそういうふうには解釈していただいて結構です。</p> <p>それと、給与の格差、これは各5町のそれぞれの給与水準というのは一定しておりませんが、現在、それを方法論はまた後に検討するという事になるかと思いますが、地方公務員法で公平に。失礼しました。合併特例法です。合併特例法の9条で職員の任免、それから給料その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないということになっていまして、格差のないように配慮する必要があるということを経済でもうたわれております。そういったことを受けての項目でございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>河上委員、それでよろしゅうございますか。</p> <p>他にございませんか。どうぞ。</p>
<p>原委員</p>	<p>職員の新市における定員適正化計画を策定し、適正化に努めるところになっていんですが、おおむね適正化の数というのはどのぐらいを考えているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。</p>
<p>事務局（総務課長 栗山房大）</p>	<p>原委員のご質問にお答えいたします。</p>
<p>原委員</p>	<p>職員のまず数の問題になってくるわけなんですけれども、職員の数につきましては庁舎の方式をどうするかということを経済事務所の位置等の小委員会で協議をさせていただいているところでございますが、その方式によってかなり大きな職員数の数が変わってくると思います。大きく違ってくると思います。そこで方式に見合った適正化を新市において策定していくということになるかと思いますが、例えば、今、本庁方式の分散型と集中型という形で協議をいただいているんですけれども、本庁方式を採用した場合に、普通会計ベース、ちょっと専門語で申しわけないんですけれども普通会計ベースと申しますのは国保に係る職員、あるいは介護に係る職員、それから公営企業、水道課等に係る職員を除いた数なんですけれども、普通会計ベースで大体507人ぐらい、今類似団体がございまして、7万人ぐらいの規模の市町村で大体507人ぐらいということなんです。</p> <p>それで今現在、職員数全体で16年4月1日現在では748名あるんですけれども、ちょっと今16年度現在の普通会計ベースが出ていないんですけれども、ちなみに15年の4月1日現在は、全体で746名ということでほとんど人数が変わっていませんので、その普通会計ベースでは675名ということになります。ですから675名の職員を大体500人近くまで減らしていく、そういうことになるかと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p>
<p>原委員</p>	<p>これから新しい市の分散方式にするのか、あるいは集中方式にするのか、それによっても人間の数も変わるとは思いますし、さらにこれから立てていくであろう財政計画と職員のいわゆる人件費とリンクしてくると思うんですよ。この辺のところも含めて考え合わせなければならんのかなと思うのですが、その辺のところはいかがお考えでございましょう。</p>
<p>事務局（総務課長 栗山房大）</p>	<p>今、本庁方式の集中型と分散型ということでまだ議論をさせていただいているところなんですけれども、確かにいずれの方法にするにしても、分散型、集中型。</p>



<p>議長（会長 服部 一） 原委員</p>	<p>集中型というのは本庁にほとんどの職員を配置して、後支所部分ですね、支所部分へどれだけの人員を配置するかということになってくるかと思います。</p> <p>ただ、支所の方へ今現在とにかく1年2年ですぐに職員を減らすことはもちろんできませんので、とりあえずは今現在ある人数、それを本庁にどうしても必要な人数がありますね、それ以外の人数は支所の方に配置すると。それをほぼ5等分して配置するような形になろうかと思います。分散型になりますと、例えば、あくまでもこれは例えばなんですけれども、教育委員会の事務局部分でありますとか、後公営企業部分でありますとかそういう独立性があるそういう部分を離すことは可能だと思いますので、そこらのそういう職員の配置の仕方については、その手厚さというのですか、その支所的な。本庁というのは5町の今恐らくある庁舎の中の1つを本庁にし、後の4つの今の庁舎はおそらく支所的な形で使っていくことになると思うんですけれども、その職員を手厚く配置する。あるいは、例えば統合しますのは、その地域にいろいろな形で密接につながっていく事務ばかりなんですけれども、それを住民とのパイプを太くするか、できるだけ人数を少なくするのであれば本庁の部分に集約してしまって、出先はもう本当の窓口的な部分にしてしまうかということで、とりあえずは合併した当時はそれだけの職員数が確保されていますから、ありますから手厚くはやれますけれども、例えば10年後、適正化計画と言いますのは、前回の協議会の中で希望退職なんかどうかという意見もあったんですけれども、とりあえずそれはそれでこれからまた議論して協議していくんですけれども、仮にできなかった場合は不補充方式と言いましょうか、不補充ではないんですけれども、仮に20人定年になって、60歳になってやめた場合には、採用を20人とらないと。あるいは5人に抑えるとか、10人に抑えるとかして、やめていく数と採用していく数を減らしていくことによって何年かの間に適正なところまで落としていく。そういう計画を組むことになろうかと思いますが、とにかくそういうどれぐらいの人数でどれぐらいのサービスをやっていくかというのは、今後その組織と、事務組織と機構という項目があるんですけれども、協定項目の中で。そのところで十分また議論していただくことになろうかと思うんですけれども。人数についてはそういうところで組織機構がきちっとしてきましたら、大体の目標とする組織機構がきちっとしてきましたら大体の人数というものを出していけるかなとは思いますが、今の段階ではちょっとどういう形を取るか、どこまでの形で想定してやっていくかというのはまだ今のところ決まっていない状態ですので、ちょっと申し上げにくいと思うんですけれども。</p> <p>以上です。</p> <p>それでよろしいですか。どうぞ。</p> <p>この合併の理念というのは、やはり行政をスリムにして、できるだけ行政経費を抑えていこうというのが合併の最たるねらいなんですから、住民がそれに期待しているところが大変大きいなというふうに常々感じているわけですね。そういうことから考えていくと、この間からの小委員会の中でも今の職員の数そのままではめていこうという形をとっています。それは一応段階ですから、私はそれでいいと</p>
----------------------------	--

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>思います。これから財政計画を立てていく中で、あるいはどういう方式で行政組織をつくっていくかというふうの中で、できるだけ合併の理念というものを前に押し出して人件費の削減等も含めてやっていかないことには、私は一定住民の理解は得にくいというふうに思いますので、その辺のところをよく事務局で精査して委員会へ資料を提出していただいて、委員会で議論できるようなたたき台をひとつ十分つくっていただきたいというふうにお願いをいたしておきたいと思いません。</p> <p>以上です。</p> <p>要望でよろしゅうございますか。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>ないようでございますので、お諮りをいたします。</p> <p>協議第 8 号の 1 「一般職員の身分の取扱いについて」の調整方針（案）のとおり確認することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし。」の声あり。）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、協議第 8 号の 1 の「一般職員の身分の取扱いについて」は、調整方針（案）のとおり確認をいただいたものといたします。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>次に、協議第 9 号の 1 「電算システムの取扱いについて」も第 2 回協議会において提案させていただいております。調整方針（案）といたしましては、「合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないように調整する。」となっております。なお、協議いただく前に附属資料として添付しております「新市電算システム統合化計画書」について事務局よりまず説明いたします。</p> <p>それでは、本日、配布させていただいております附属資料の 29 ページの次をお開きください。</p> <p>それでは、「新市電算システム統合化計画書」について要点のみご説明を申し上げます。</p> <p>電算システムの統合にあたっての基本的な事柄について、前回提案をさせていただいたところですが、申し上げるまでもなく、自治体における電算システム導入の主な目的は、住民サービスの向上、窓口業務の省力化、事務処理の効率化、地域情報化の推進等でございます。5 町におきましても多くの行政分野で電算処理されており、住民生活に深く係っているところです。</p> <p>このことから、5 町の電算システムをこれからどのように統合するかは非常に大切な、また重要な課題であり、電算システムの統合にあたっては、最も効率的かつ経済的な移行を考慮しながら、原則として合併と同時に統合化された電算システムで稼働させる必要がございます。</p> <p>この計画書は、提案時にご説明させていただいたとおり、電算システム統合にかかる既存システムの調査・分析、統合費用調査、システム導入会社の選定及び 5 町間の調整等を行うため、5 町の電算担当課長及び担当職員で組織する那賀 5 町電算システム統合調査検討委員会を中心に、電算分科会と連携を保ちながら自前で策定した計画書でございます。</p>

計画書の2ページをお開きください。

システム統合の基本方針といたしまして、現在5町で進めております事務事業一元化作業とあわせて、行政改革・事務改善を進め、1番目に短期間における業務システムの安全かつスムーズな統合を図る。2つ目に合併規模7万人の自治体にふさわしい高機能なシステムを構築する。3番目に各種合併特例処理に対応可能なシステムとする。4番目に情報セキュリティを重視したシステムとする。5番目に電子自治体を見据えたネットワーク型行政の柔軟な対応を行う。以上5項目の要件を満たす地域性を考慮した先進的なシステムを構築していきたいと考えております。

次に、3ページにつきましては、5町の電算化業務の現状で54のシステムにおいて事務処理を行っております。

次の4ページは、システム統合の形態であります。既存システムを廃止し、新規に構築する「新規構築」、既存システムのどれか1つにする方法、「集約」、5町の既存システムを連携し、活用していく「併用」の3つの統合形態が考えられます。

3形態それぞれのリスク、コスト、構築期間、サービス等総合的に評価いたしますと、合併期日まで極めて少ない期間の中で、短期間かつ安全な統合が可能で、既存のいずれかのシステムへ統合することにより稼働実績があり、安定したシステムの構築が可能で、経費的にも他の方法より安価である集約型の統合が望ましいと考えております。

次に5ページは、導入の方法として総合評価の結果、集約型が最も望ましいことから、5町のいずれかで稼働している業務システムに集約し、新市用に構築する、また、個別システムに関しては各担当分科会の統合方針に基づき、電算分科会の支援を得ながら統合を進めてまいりたいと考えております。

購入の方法といたしましては、代表町による契約を行い、他町は代表町に負担金として支出する5町共同の単独購入方式を考えております。

次に6ページは、統合化のスケジュールであります。合併期日を17年3月に想定して新システム稼働に向けての全体スケジュール、データ移行作業、5町それぞれの関係作業、機器関連として庁舎間のネットワーク整備及び機器搬入、システム開発等のスケジュールで多くの業務を短期間に行わなければなりません。

次に7ページ、8ページは、高速情報通信網の整備であります。

5町間の基幹ネットワークの整備には、現在光ファイバーによる接続が主流となっており、その構築手法として4つの形態が考えられ、メリット・デメリット・コスト等を十分に吟味した上で慎重に選択する必要があると考えられております。

本庁、各役場、学校等出先機関の支線ネットワークについては、既に光ケーブルや無線LAN等で実施している町もございますが、将来的にはすべての施設のブロードバンド接続を目標といたしますが、当面は必要に応じ専用または公衆デジタル回線による接続を行うものといたします。

次に9ページをご覧ください。

新市電算システムにおける安全性の確保として行政が保有する情報には、個人情報が多く含まれており、個人情報保護は万全にしておくことが重要であります。また、火災や地震等による対応として、セキュリティ・障害対策、さらに安全対策の

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>基本方針と対策基準を明らかにするために、情報セキュリティポリシーの策定が必要と考えております。</p> <p>10ページ、11ページは、現況調査結果に基づく現在5町の電算システムの導入形態、導入会社の状況及び今後の各システムの統合方針であります。</p> <p>以上が、新市電算システム統合化計画の概要説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>事務局より「新市電算システムの統合化計画書」についての説明がありました。この電算システムの取扱いについての調整方針（案）について、何かご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>特にないようでございますので、お諮りします。</p> <p>調整方針（案）のとおり確認することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし。」の声あり。）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、協議第9号の1の「電算システム取扱いについて」は、調整方針（案）のとおりご確認いただいたものとさせていただきます。</p> <p>次に、協議第10号「財産及び債務の取扱いについて」議題とし、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>協議第10号「財産及び債務の取扱いについて」の調整方針（案）についてご説明をいたします。会議資料の7ページをお開きください。</p> <p>市町村合併が行われた場合において、財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定めとなっております。合併市町村が持っていた財産、土地、建物、債権、債務などはすべて新市に引き継ぐものとし、公の施設についても新市の公の施設として引き継ぎます。</p> <p>5町の財産といたしましては、9ページから13ページにかけまして公有財産、物品、債権、基金、債務等を掲載しております。</p> <p>公有財産には、役場庁舎や学校、図書館、保育所、公営住宅などのように公用または公共用に使用される行政財産とこれら以外の普通財産がございます。</p> <p>物品とは、所有する動産のうち、現金・公有財産及び基金に属するもの以外のもの、また、普通地方公共団体が使用するために、他から借用している保管・共用している動産を言います。</p> <p>物品には、いろいろな備品や消耗品がございます。</p> <p>債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利を言います。</p> <p>基金とは、地方自治法で条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するための基金を設けることができると規定されております。</p> <p>12ページの地方債とは、地方公共団体が長期に借り入れる借金のことでございます。</p> <p>13ページの債務負担行為とは、地方公共団体が将来にわたる債務を負担する行為を言います。</p> <p>また、14ページに掲載しております財産区保有財産についても新市に引き継ぐ</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>ものといたします。</p> <p>なお、財産区制度については、附属資料の1ページ、2ページをご参照いただきたいと存じます。</p> <p>以上で、協議第10号「財産及び債務の取扱いについて」の説明を終わります。</p> <p>事務局より協議第10号の「財産及び債務の取扱いについて」説明がありましたが、この件につきましては次回の協議会でご審議をいただきましてご確認いただきたいと思います。</p> <p>今、説明がございました件について、何か質問、ご意見ございませんか。説明のあった分についてご質問ございましたら。</p> <p>特にございませんか。</p> <p>ないようですので、次に、協議第11号の「地方税の取扱いについて」を議題として、事務局から説明してください。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>協議第11号「地方税の取扱いについて」の調整方針（案）についてご説明申し上げます。</p> <p>会議資料15ページをお開きください。</p> <p>調整方針（案）といたしましては、個人市民税・法人市民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・たばこ税及び特別土地保有税については、現行のとおりとし、入湯税については、打田町の例によるものといたします。</p> <p>納期については、地方税法のとおりに統一いたします。</p> <p>ただし、都市計画税については、合併特例法第10条第1項の規定により、合併年度及びこれに続く3年度間に限り、現在課税をされていません桃山町・貴志川町について課税免除するとしております。</p> <p>詳細につきましては、16ページをお開きください。</p> <p>個人市民税については、均等割額・所得割額は現行のとおりとし、納期については2町において違いがありますが、地方税法第320条に基づきまして、上記のとおり6月・8月・10月・1月の4期といたします。</p> <p>次に、法人市民税につきましては、法人税割税率・均等割税率とも5町相違なく、現行のとおりといたします。</p> <p>17ページの固定資産税につきましては、税率等の基本的事項については現行のとおりとし、納期については、地方税法第362条により、上記のとおり4月・7月・12月・2月の4期に統一いたします。</p> <p>都市計画税については、先ほども申し上げましたが、現在課税されていない桃山町・貴志川町については、合併年度及びこれに続く3年度間に限り課税免除といたします。納期については、固定資産税と同じになります。</p> <p>次に18ページをご覧ください。</p> <p>軽自動車税については、税率は現行のとおりとし、納期については、合併に伴う課税客体の把握に要する期間を考慮し、5月11日から5月31日といたします。標識については、合併後、新市の標識になりますが、合併期日前までに各町で交付された標識は廃車申告を行うまでは有効といたします。</p> <p>次に、19ページをご覧ください。</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>たばこ税・特別土地保有税でございますが、5町相違なく、現行のとおりいたします。</p> <p>入湯税につきましては、打田町の例により課税いたしたいと考えております。</p> <p>次に20ページをお開きください。</p> <p>納税関係についてでございますが、前納報奨金制度は固定資産税及び個人住民税を対象に、全期前納に限り報奨率100分の1で実施いたしたいと考えております。</p> <p>なお、納税組合は、合併時に廃止いたしたいと存じます。</p> <p>以上で、協議第11号「地方税の取扱いについて」の調整方針（案）について説明を終わります。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>事務局から、協議第11号の「地方税の取扱いについて」の説明がございました。この件につきましても、ご検討をいただいておりますので、次回の協議会でご審議をいただきましてご確認いただきたいと思います。</p> <p>今の説明に対して何かご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>おわかりいただいたようでございますので、次に、協議第12号の「特別職の身分の取扱いについて」を議題として、事務局より説明願います。</p> <p>協議第12号「特別職の身分の取扱いについて」の調整方針（案）についてご説明をする前に、一部訂正箇所がございますので、会議資料22ページをお開きください。</p> <p>このページの表の中の貴志川町の欄の「生活安全推進協議会」が重複しておりますので、4番目、審議会・委員会等の附属機関にございます「生活安全推進協議会」を削除してください。</p> <p>それでは、調整方針（案）についてご説明申し上げます。22ページをご覧ください。</p> <p>（1）は、教育長を含む常勤の特別職の職員及び行政委員会等の委員の身分の取扱いについては、法に定めがある場合はその規定を適用し、規定のない場合は5町の長が協議して定めるというものであります。給与及び報酬については、現行額・類似団体の額を参考に調整いたします。</p> <p>ここでいう特別職とは、就任について公選または議会の選挙、議決もしくは同意によることを必要とする町長、議員、助役、収入役、監査委員、教育委員、公平委員、選挙管理委員、固定資産評価委員、農業委員の一部など、また、法令・条例または地方公共団体の定める規程等により設けられた各種委員会委員などを言います。</p> <p>このうち、議会議員、農業委員、農業委員さんの報酬は除きますが、の取扱いにつきましては別途協議会で提案いたしたいと思います。</p> <p>なお、各町の特別職等の給与等及び非常勤職員の報酬等については、附属資料の4ページから8ページにかけて掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>（2）の職務執行者については、5町の首長が協議して定めるというものであります。</p> <p>職務執行者とは、地方自治法施行令に規定され、合併があった場合においては、合併前の市町村長のうちからその協議により定めた者が、新市の市長が選挙される</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>までの間、その職務を行うとなっております。</p> <p>（３）の審議会・委員会等の附属機関等の委員については、１つ目に、５町に設置されていて、新市において必要のあるものは、原則として引き継ぎます。２つ目に、いずれかの町において設置されているが、５町にすべて設置されていないものは、新市において速やかに調整をいたします。３つ目に、これらの審議会・委員会等の委員の人数・任期・報酬等については、現行制度及び類似団体の制度を参考に調整いたします。</p> <p>（４）のその他の特別職で新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期・報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置いたします。</p> <p>以上で、協議第１２号「特別職の身分の取扱いについて」の調整方針（案）の説明を終わります。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>ただいま、協議第１２号「特別職の身分の取扱いについて」事務局より説明がありましたけれども、この件につきましても、ご検討をいただいております。次回の協議会でご審議をいただきまして、ご確認をしたいと思っております。</p> <p>ただいまの説明に対して何かご質問はございませんか。</p> <p>特別にないようですので、次に、協議第１３号「条例・規則等の取扱いについて」を議題といたしまして、事務局より説明願います。</p>
	<p>協議第１３号「条例・規則等の取扱いについて」の調整方針（案）についてご説明をいたします。</p> <p>会議資料の２４ページをお開きください。</p> <p>（１）として、合併と同時に市長職務執行者の専決処分等により、即時制定し施行する。</p> <p>これは新設合併の場合、合併市町村は消滅するため、各町の条例・規則等はすべて失効することになります。</p> <p>このため、新市において必要な条例・規則等は、原則として新市において制定し、施行する必要があります。</p> <p>市町村のほとんどの事務事業は、条例、規則、規程、要綱等に基づいて実施されているものでありますが、こうした事務事業の中には、新市長が決まってから例規を順次策定すれば対応できるものもございしますが、空白期間が許されない事務事業も数多くございします。こうしたものに関する例規につきましては、新市の発足と同時に制定し、施行する必要があるわけでございます。</p> <p>この場合、条例については市長職務執行者が専決処分により制定、施行することとなり、規則等についても、市長職務執行者の職権により即時制定し、施行することとなります。</p> <p>次に、（２）の一定の地域に暫定的に施行させるものにつきましては、新市において新たな条例・規則が制定されるまでの間の暫定措置として、旧市町村で施行されていた条例、規則を新市の条例、規則として引き続き施行することができるというものであります。</p> <p>（３）の合併後逐次制定し、施行するものにつきましては、合併時に即時制定、施行しなくても市民生活に支障のない条例や規則等や市長職務執行者の制定になじ</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>まない条例、規則等は、合併後逐次制定し、施行するというものであります。</p> <p>いずれにいたしましても、条例・規則等の取扱いに関しましては、条例・規則の内容を個々具体的にご協議いただくものではなく、新市発足と同時に施行するための条例・規則等の整備の方向性をご確認いただき、新市の事務事業に支障をきたさないように整備してまいりたいと考えております。</p> <p>以上で、協議第13号「条例・規則等の取扱いについて」の説明を終わります。</p> <p>ただいま、事務局より協議第13号の「条例・規則等の取扱いについて」説明がりましたが、この件につきましても、次回の協議会でご審議をいただきまして、ご確認をいただきたいと思います。</p> <p>今の説明に対して何かご質問ございませんか。</p> <p>特別にないようですので、次に進ませていただきます。</p> <p>次、協議第14号「使用料・手数料等の取扱いについて」を議題として、事務局から説明をしてください。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>協議第14号「使用料・手数料等の取扱いについて」の調整方針（案）についてご説明をいたします。</p> <p>使用料・手数料については、住民生活に係わりが深く、負担の公平性を考慮した調整方針（案）を提出いたします。</p> <p>会議資料28ページをお開きください。</p> <p>使用料については、原則として当分の間、現行どおりとし、施設ごとの均衡を考慮し、随時調整を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>なお、火葬場関係につきましては、環境衛生部会において調整し、ご協議いただきたいと存じます。28ページから31ページにかけて5町の施設名・使用料を掲載しておりますのでご覧おきいただきたいと存じます。</p> <p>また、表の中で「別紙のとおり」と記載している施設の使用料につきましては、附属資料の14ページから28ページに掲載しております。</p> <p>次に、会議資料の32ページをお開きください。</p> <p>このページから34ページには5町の交付手数料・証明料等を掲載しておりますが、これらの手数料については「合併時に統一する。」という調整方針（案）でございます。</p> <p>なお、ごみ処理関係及びし尿関係につきましては、環境衛生部会において調整し、協議会においてご協議いただきたいと存じます。</p> <p>以上で、協議第14号「使用料・手数料等の取扱いについて」の説明を終わります。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>ただいま、協議第14号について事務局より説明がございました。この件につきましてもご検討いただいております。次回の協議会でご審議をいただき、ご確認いただきたいと存じます。</p> <p>今の説明に対して何かご質問ございませんか。</p> <p>ないようでございますので、質疑を終わらせていただきまして。</p> <p>次に、会議次第5番目の「次回協議会の開催について」を議題といたしまして、事務局から説明をしてください。</p>



事務局（次長 奥谷敏夫）	<p>会議資料の35ページをお開きください。</p> <p>第4回協議会の開催につきましては、6月24日木曜日、午後1時30分から貴志川町西貴志コミュニティセンター2階大集会室で開催いたしたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>今回の協議会、ただいま事務局から説明がありました6月24日木曜日、午後1時30分から貴志川町西貴志のコミュニティセンターでお世話になることになりました。参議院の告示と同じ日ですけれども、これでもよろしゅうございますか。</p> <p>（「なし。」の声あり。）</p>
副会長（中村慎司）	<p>そういうことで日程の調整をよろしくお願いします。</p> <p>次に、会議次第の6番目として「その他」ということで委員の皆さんや事務局から何かございませんか。</p> <p>事務局はないそうです。委員の皆さん方、何かございませんか。</p> <p>ないようでございますので、これをもちまして第3回協議会を閉会させていただきます。閉会にあたりまして、副会長中村慎司よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>第3回の合併協議会、報告3件と協議事項それぞれございました。提案させていただきましたものにつきましては、ご承認をいただきありがとうございます。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>なお、6月24日には私ども貴志川町で開くことになってございます。今後ともご協力のほどをよろしくお願い申し上げて、今日の会議を終わらせていただきます。ご苦労さまでございました。</p> <p>これをもちまして、すべて終了いたしました。議事運営につきましてご協力、慎重ご審議をいただきましたことにお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>次回、検討いただきます議案につきましては、よろしくご検討をお願い申し上げたいと思います。</p> <p>これをもちまして、議長の任務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>（ 閉会 午後2時32分 ）</p>

那賀 5 町合併協議会会議運営規程第 8 条の規定に基づき、ここに署名する。

那賀 5 町合併協議会 会 長

同 署名委員

同 署名委員